防災訓練の結果の概要(総合訓練)

本訓練は、「敦賀発電所原子力事業者防災業務計画 第2章 第7節」並びに敦賀発電所原子炉施設保安規 定第133条及び第333条 (原子力防災訓練) に基づき実施するものである。

1. 訓練の確認項目

本訓練は、敦賀発電所(以下、「発電所」という。)と本店が連携し、原子力災害発生時に発電所及び本店の原子力防災組織が、あらかじめ定められた機能を有効に発揮することで、事故収束に向けた活動ができることを確認する。

(1)訓練目的

- ①緊急時対応の判断基準となる緊急時活動レベル(以下,「EAL」という。)を的確に判断する。
- ②事故収束に向けた対処方針及び優先順位(以下,「戦略」という。)を明確に示す。
- ③迅速かつ正確な通報連絡を実施する。
- ④原子力施設事態即応センター班(以下,「ERC対応班」という。)から原子力規制庁ERCプラント班(以下,「ERCプラント班」という。)への情報提供を円滑に実施する。
- ⑤後方支援に係る初動活動を円滑に実施する。

(2) 主な検証項目

- ①原子力防災訓練中期計画に対する検証項目
 - a. 発電所警戒本部又は発電所対策本部(以下,「発電所本部」という。)及びERC対応班は,敦賀発電所1号機及び2号機の同時発災時に適切な対応がとれること。【訓練目的①,③に該当】
 - b. 発電所本部は、プラント状況を把握し最善の対応がとれること。【訓練目的②に該当】
 - c. ERC対応班は、新たに作成した事象発生直後の状態確認シートの活用により、発電所の状況をERCプラント班に迅速かつ正確な情報提供ができること。【訓練目的④に該当】
 - d. 本店警戒本部又は本店総合災害対策本部(以下,「本店本部」という。)の要員は,各人の役割や基本的対応事項を理解し,本店本部運営を実施できること。【訓練目的④に該当】
 - e. 本店庶務班は、後方支援に伴う初動対応を想定した要員管理について、総合災害対策本部 原子力 緊急時後方支援班運用要領に定められた対応が実施できること。【訓練目的⑤に該当】

②前年度総合防災訓練における改善事項の検証項目

以下の項目について検証する。なお、前年度総合防災訓練における改善事項である①情報フローの 作成・検証方法の改善について、②プラントに関する情報を取り扱う本店本部要員の役割の改善について、③本店本部の運営については、平成30年度東海発電所総合防災訓練にて検証済みである。

- a. 発電所情報班は、通報文の作成において、記載ルールに従い作成できることを検証する。
- b. 前年度訓練より改修した情報共有化システムが不具合なく運用できることを検証する。
- c. 発電所情報班は、ERCプラント班への通報文送信後の着信確認が実施できることを検証する。
- d. ERC対応班は、ERCプラント班からの優先度のついた質問事項に対し、適切に回答できること を検証する。
- e. ERC対応班は、プラント停止後に必要な情報を収集し、ERCプラント班との情報共有が適切に 実施できることを検証する。
- f. 本店本部内において、情報フローに基づいた情報共有が実施できることを検証する。

2. 実施日及び対象施設

(1) 実施日時

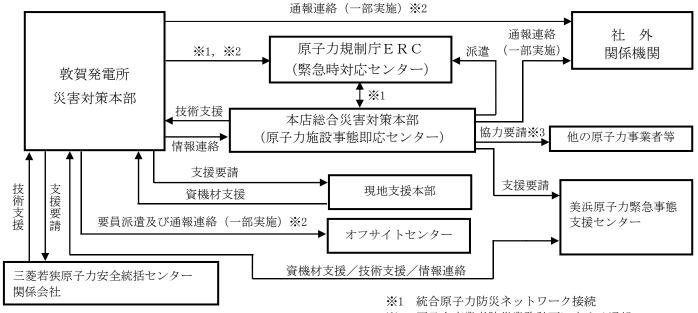
令和元年 10 月 25 日 (金) 13 時 30 分 ~ 16 時 26 分

(2) 対象施設

敦賀発電所1号機及び2号機

3. 実施体制, 評価体制及び訓練参加人数

(1) 実施体制



※2 原子力事業者防災業務計画に定める通報

※3 原子力事業者間協力協定に基づく協力要請

(2) 評価体制

当社社員(発電所:特別管理職(副原子力防災管理者含む),本店:特別管理職(副原子力防災管理者相当含む))より選任した内部評価者及び他原子力事業者の外部評価者にて「6. 防災訓練の内容」の項目毎に、第三者の観点から手順の検証及び対応の実効性について評価し、改善点の抽出を行う。また、前回までの訓練で抽出された改善事項における対策の有効性についても評価を行う。

(3) 訓練参加人数:273名

訓練参加者の内訳は以下のとおり。

① 敦賀発電所 : 128 名 (評価者 6 名, コントローラ 10 名を含む)

② 立地・地域共生部 : 16 名

③ 本 店 : 101 名 (模擬記者役 6 名, 評価者 12 名, コントローラ 1 名を含む)

④ 関係会社·協力会社 : 28 名

(発電所退避者誘導訓練参加者等25名,原子力規制庁ERCへの派遣リエゾン1名,覚書に基づく技術支援2名を含む)

4. 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

今回の訓練は、平日の通常勤務時間帯に自然災害を起因事象とする原子力災害の発生を想定した。

(1) プラント運転状況

① 敦賀発電所1号機:廃止措置中

② 敦賀発電所2号機:定格熱出力一定運転中(新規制基準適合プラント)

(2) シナリオ概要

廃止措置中の敦賀発電所1号機(以下,「1号機」という。)においては,地震(敦賀市震度6強)の 影響を受け,使用済燃料貯蔵系統の配管が破損し使用済燃料貯蔵槽水位が低下する事象を想定した。 敦賀発電所2号機(以下,「2号機」という)においては,新規制基準適合プラントとして定格熱出力 一定運転中を模擬し,地震(敦賀市震度6強)の影響を受け,原子炉自動トリップ,外部電源喪失及び 1次冷却材の漏えい,その後の余震(敦賀市震度6弱)の影響を受け,蒸気発生器への給水機能喪失及 び全交流電源喪失となり,原災法第15条に該当する事象に至る原子力災害の発生を想定した。

(3) 事象概要

時 刻	事 象		
一 时 刻	【1号機】	【2号機】	
発災前	廃止措置中	定格熱出力一定運転中	
13:30	地震発生(敦賀市震	裏度 6 強, 津波のおそれなし)	
13:30	・外部電源(275kV,77kV)喪失 ・使用済燃料貯蔵槽冷却系停止 ・非常用ディーゼル発電機 B 起動失敗 ・使用済燃料貯蔵系統の配管破損	 ・外部電源(500kV,275kV,77kV) 喪失 ・原子炉自動トリップ「水平方向地震加速度大 (上部階)トリップ」 ・1次冷却材の漏えい(格納容器内)発生(2m³/h) 	
13:33	発電所災害対策本	ぶ部設置(1・2号機共通)	
13:40	・使用済燃料貯蔵槽の水位低下	・1次冷却材の漏えいの対応として1次系減圧開始	
14:00	余震発生(敦賀市震度 6 弱 津波発生なし)		
14:00		・タービン動補助給ポンプトリップ・A, B 電動補助給水ポンプトリップ→蒸気発生器給水機能喪失	
14:04	・使用済燃料貯蔵槽への補給準備指示		
14:06		【特定事象の発生 ^{※2} 】(第 5 報) SE24:蒸気発生器給水機能の喪失 【警戒事象の発生 ^{※1} 】(第 6 報) AL24:蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	
14:10	・負傷者の発生→14:35 病院へ搬送	•空冷式非常用発電機電源供給不可	
14:40~ 15:00	訓練時間スキップ(約2時間)		
15:15		・1次系フィード&ブリード開始	
15:18		【警戒事象の発生*1】 (第9報) AL42:単一障壁の喪失又は喪失のおそれ	

nds del	事象		
時刻	【1号機】	【2号機】	
15:25		・可搬型代替注水大型ポンプによる格納容器内自然 対流冷却手段の準備指示	
15:30	余震発生(敦賀市	震度 6 弱 津波発生なし)	
15:30		・A,B非常用ディーゼル発電機トリップ →全交流電源喪失 ・電源喪失により1次系フィード&ブリード停止	
15:35		【特定事象の発生**2】(第10報) SE21:原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 GE21:原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 GE24:蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能	
16:00		【特定事象の発生 ^{※2} 】(第 12 報) SE21:全交流電源の 30 分以上喪失	
16:04		・空冷式非常用発電機の1基復旧完了	
16:11		・B 充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による 1 次系フィード&ブリード開始	
16:26	訓練終了		

※1 警戒事象発生連絡:第6報,第9報

※2 原災法第10条通報:第5報,第10報,第12報

5. 防災訓練の項目

総合訓練

6. 防災訓練の内容

以下の項目を「シナリオ非提示」にて実施した。

- (1) 要員招集訓練(発電所)
- (2) 通報連絡訓練(発電所)
- (3) 緊急時環境モニタリング訓練(発電所)
- (4) 発電所退避者誘導訓練(発電所)
- (5) 原子力災害医療訓練(発電所)
- (6) 全交流電源喪失対応訓練
- (7) シビアアクシデント対策訓練(発電所)
- (8) 原子力緊急事態支援組織対応訓練(発電所)
- (9) その他必要と認められる訓練(本店)
 - ①発電所災害対策活動支援対応訓練
 - ②即応センター班運営訓練
 - ③原子力事業所災害対策支援拠点の設置検討及び適地選定訓練

- ④原子力事業者間協力協定に基づく支援連携訓練
- ⑤広報対応訓練
- ⑥原子力緊急事態支援組織への出動要請訓練

分以内に対して良好な結果であった。

(7)ヘリコプター搭乗訓練

7. 訓練結果の概要及び評価

(1) 要員参集訓練(発電所)

≪達成目標≫

・原子力防災管理者による発電所本部設置宣言が、招集後10分以内にできること。

≪結果≫

・原子力防災管理者は、地震(敦賀市震度6強)の発生に伴い、緊急時応急対策対応要員(以下、「発電所本部要員」という。)に対して、所内放送装置を用いて緊急時対策室へ招集させ、約3分で発電所本部要員が招集した後、発電所警戒本部の設置を宣言した。

≪評価≫

・原子力防災管理者は、敦賀発電所災害対策要領に従い、発電所本部要員を招集させ、発電所本部の 設置を宣言できたことから、要員招集における対応が定着しているものと評価する。 また、招集指示から発電所本部要員招集完了及び発電所本部の設置宣言まで約3分であり、目標10

(2) 通報連絡訓練(発電所)

≪達成目標≫

・警戒事象の発生連絡及び原災法第 10 条通報は 15 分以内に通報できること及び警戒事象の発生連絡 の経過連絡及び原災法第 25 条報告は,30 分を目安に報告できること。

≪結果≫

- ・発電所情報班は,異常事象,警戒事象,原災法第10条,第15条に該当する事象の発生,警戒事象の発生連絡の経過連絡及び原災法第25条報告に伴う社内及び社外関係機関各所への通報連絡として,通報文の作成,通報連絡先へのFAX送信及び着信確認を実施した。
- ・訓練中に地震による電話回線の断線(通報連絡が困難な状況)が発生した状況を想定し、NTT回線を使用する一斉同報FAXから専用回線を使用する代替通信手段(IP-FAX)に切替えて通報連絡を実施した。

≪評価≫

- ・発電所情報班は、敦賀発電所災害対策要領及び敦賀発電所災害対策本部職務マニュアル(情報班) に従い、警戒事象の発生連絡、原災法第10条通報、警戒事象の発生連絡の経過連絡及び原災法第25 条報告が実施できた。また、通報連絡が困難な状況においても代替通信手段の選定が実施できた ことより、通報連絡における対応が定着しているものと評価する。通報文の正確性について確認し た結果、通報文に誤りがないことが確認できた。【訓練目的③を達成】
- ・原災法第10条通報は、達成目標である「15分以内に通報」を満足することができた。警戒事象の発生連絡は最大18分要したが、これは同時に発生した原災法第10条通報を優先したためであり、同通報後に速やかに警戒事象の発生連絡が実施できており、通報連絡に問題はなかったと判断する。

また、警戒事象の発生連絡後の経過連絡及び原災法第25条報告についても約30分毎で報告できたことから、達成目標である「30分を目安に報告」を満足することができた。【訓練目的③を達成】

(3) 緊急時環境モニタリング訓練(発電所)

≪達成目標≫

・空間放射線量率の測定ができることとともに、モニタリングデータを発電所本部に情報提供できる こと。

≪結果≫

- ・発電所放射線管理班は、発電所敷地内及び敷地境界付近について、モニタリングカーを走らせ、空間放射線量率及び空気中ヨウ素濃度の測定を実施するとともに、そのモニタリングデータを発電所本部に情報提供を実施した。
- ・発電所放射線管理班は、モニタリングポストのモニタリングデータについて、発電所本部と本店本 部に情報提供を実施した。

≪評価≫

- ・発電所放射線管理班は、敦賀発電所非常時対応手順書に従い、モニタリングカーによる空気吸収線 量率及び空気中ヨウ素濃度の測定が確実に実施できており、モニタリングカーによる空気吸収線量 率及び空気中ヨウ素濃度の測定の対応が定着しているものと評価する。
- ・発電所放射線管理班は、情報共有のための情報フローに従い、モニタリングポストのモニタリング データを適宜発電所本部及び本店本部に情報提供を行うことができた。提供された情報について は、事故進展の傾向把握や後方支援拠点の設置箇所の検討に用いられており、適切な情報提供頻度 であったと評価する。

(4) 発電所退避者誘導訓練(発電所)

≪達成目標≫

・避難誘導ができるとともに避難者数及び退避状況を本部内で情報共有できること。

≪結果≫

・発電所庶務班員は、地震(敦賀市震度6強)の発生を受け、発電所本部要員以外の社員、協力会社 従業員及び見学者に対して所内放送装置にて退避指示を行った。また、退避誘導者による指定され た避難集合場所への誘導を実施し、退避情報について発電所本部と情報共有した。

≪評価≫

・発電所庶務班員は、発電所本部要員以外の社員、協力会社従業員及び見学者に対し、敦賀発電所災害対策要領に従い、所内放送装置による退避指示及び指定された避難集合場所への誘導を行うことができた。また、退避情報について発電所本部との情報共有が要素訓練の積み重ねにより確実に実施できており、退避誘導に対する対応が定着しているものと評価する。

(5) 原子力災害医療訓練(発電所)

≪達成目標≫

・負傷者の搬出,汚染除去方法の選定・対処及び負傷状況(骨折及び創傷)に応じた応急処置が実施できること。

≪結果≫

・発電所保健安全班,発電所放射線管理班及び発電所庶務班は,管理区域内で発生した負傷者に対して,負傷者の搬出,汚染除去及び応急処置の対応を実施した。

≪評価≫

・発電所保健安全班,発電所放射線管理班及び発電所庶務班は,敦賀発電所非常時対応手順書及び敦 賀発電所災害対策要領及び敦賀発電所災害対策本部職務マニュアル(保健安全班)に従い,負傷者 の搬出,汚染除去及び応急処置が実施できており,原子力災害医療に対する対応が定着しているも のと評価する。

(6) 全交流電源喪失対応訓練

≪達成目標≫

・交流電源喪失及び蒸気発生器への給水喪失に対して、電源及び水源の確保に係る戦略が立案できる こと。

≪結果≫

・発電所技術班は、交流電源喪失及び蒸気発生器への給水喪失の連絡を受け、電源確保及び水源確保 に係る戦略の検討を実施した。また、その検討結果を発電所本部で審議し、電源確保及び水源確保 に係る戦略を決定して現場指揮者に指示した。

≪評価≫

・発電所技術班は、戦略シートに従い、戦略の立案ができており、全交流電源喪失に対する対応が定着しているものと評価する。

(7) シビアアクシデント対策訓練(発電所)

≪達成目標≫

・プラント状況が把握でき、進展予測及び事故戦略を立案し、事象進展における戦略の見直しが実施できること。立案した戦略は、発電所本部内及び本店本部に情報共有できること。

≪結果≫

- ・フルスコープシミュレータにてシビアアクシデント事象を模擬して、マルチエンディング方式にて 訓練を実施した。
- ・原子力防災管理者は、発災状況に応じてEALの判断を実施した。
- ・発電所技術班は、フルスコープシミュレータの事故事象の進展情報を基に、プラント状況、炉心損 傷等の事象進展解析及び事象進展毎の事故収束に向けた戦略について、情報共有化システム、TV 会議システム等を用いて発電所本部及び本店本部で情報共有を実施した。

≪評価≫

・原子力防災管理者は、訓練コントローラが事前に想定したEALについて、全てを適切に判断できており、EALに対する対応が定着しているものと評価する。【訓練目的①を達成】

- ・発電所技術班は、訓練コントローラが事前に想定した最善の戦略どおりに戦略が立案できており、 プラント状態に応じた最善の対応ができていたものと評価する。
- ・発電所技術班は、共有されたプラント状況を基に進展予測や戦略を立案し、情報共有のための情報フローに従い、TV会議システムを用いて発電所本部及び本店本部への情報共有が実施できており、事象進展予測や事故戦略の対応が定着しているものと評価する。【訓練目的②を達成】しかし、本店本部とのTV会議システムよる情報共有において、以下の更なる改善事項が確認された。

【訓練において確認された更なる改善点】

課題1:<9.(4)① 発電所ブリーフィング時における発話の優先順位について 参照>

課題2:<9.(4)② 発電所ブリーフィング時における説明資料の本店との共有について 参照>

(8) 原子力緊急事態支援組織対応訓練(発電所)

≪達成目標≫

・原災法第10条事象発生時に本店本部に原子力緊急事態支援組織への支援要請を依頼できること。

≪結果≫

- ・原子力防災管理者は、原災法第 10 条事象発生に伴い、本店本部を経由して原子力緊急事態支援組織に支援を依頼した。
- ・発電所本部要員は、発電所に派遣された原子力緊急事態支援組織要員に対してプラント状況の情報 提供及び小型ロボットの無線遠隔操作の依頼を実施し、階段昇降や障害物回避及び現場の偵察活動 を発電所本部要員と原子力緊急事態支援組織要員が連携して実施した。

≪評価≫

- ・原子力防災管理者は、原災法第10条事象が発生した際に、原子力災害対策業務運用要領に従い、本 店本部に原子力緊急事態支援組織への支援依頼要請が実施できており、原子力緊急事態支援組織へ の支援依頼要請に対する対応が定着しているものと評価する。
- ・発電所本部要員は,原子力緊急事態支援組織要員と連携して小型ロボットの無線遠隔操作による偵察活動が実施できており,原子力緊急事態支援組織との連携が定着しているものと評価する。

(9) その他必要と認められる訓練(本店)

①発電所災害対策活動支援対応訓練

≪達成目標≫

・本店本部を設置し、発電所が行う事故収束活動への助言ができること。

≪結果≫

- ・社長は、発電所からの警戒体制発令の連絡を受けた後、放送装置を用いて緊急時対策室へ招集させ、約8分で本部要員が招集した後、本店警戒本部を設置した。
- ・招集した本部要員は、各機能班に配置され、総合災害対策本部庶務班運用要領などの機能班毎に定めた運用マニュアルに基づいた活動を実施した。
- ・本店本部において、発電所の状況について共有するための本店本部内ブリーフィングを実施する ともに、発電所で実施されるブリーフィングの状況をTV会議システム画像により確認すること で、発電所状況の情報共有を図った。発電所での事故収束活動への助言を行う体制を確立させ、共

有された情報を基に発電所が立案した戦略に誤りがないことを発電所へ助言した。

≪評価≫

- ・社長は、発電所からの地震発生の連絡を受けた後に原子力災害対策業務運用要領に従い要員の招集 を行い、要員が招集した後に本店本部の設置を宣言できたことから、本店本部設置までの運用が定 着しているものと評価する。また、招集指示から本店本部要員招集完了及び本店本部の設置宣言ま で約8分であり、目標10分以内に対して良好な結果であった。
- ・招集した要員は、総合災害対策本部庶務班運用要領などの機能班毎に定めた運用マニュアルに基づいた活動が実施できたことから、運用マニュアルが有効に機能し運用が定着されているものと評価する。
- ・本店本部においては、発電所の状況について共有するための本店本部内ブリーフィング、及び発電 所で実施されるブリーフィングの状況をTV会議システム画像により確認することで、発電所状況 の情報共有が図れていた。発電所での事故収束活動への助言を行う体制を確立させ、発電所が立案 した戦略に誤りがないことを発電所へ助言できており、本店本部としての機能が確立されていたと 評価する。

②即応センター班運営訓練

≪達成目標≫

・ERC対応班は、ERCプラント班への情報提供と要請への対応ができること。

≪結果≫

- ・ERC対応班は、ERCプラント班へ事象発生直後の状態確認シートを活用し事象発生直後のプラント状況を速やかに情報提供することができた。
- ・ERC対応班は、COP等の情報共有のためのツールを用い、ERCプラント班への情報提供を行った。
- ・ERC対応班は、ERCプラント班からの質問について、優先度のついたものとの分別を適切に行い、全ての質問に対し遅滞なく回答できた。

≪評価≫

- ・ERC対応班は、事象発生直後のプラント状況について、新たに作成した事象発生直後の状態確認 シートを活用し、速やかにERCプラント班との情報提供が実施できたことから、同シートの活用 が速やかな情報提供に有効に機能するとともに、運用が定着できていると評価する。【訓練目的④を 達成】
- ・ERC対応班は、COP等の情報共有のためのツールを活用し、ERCプラント班との情報共有を 実施できたことから、情報共有のためのツールが有効に機能するとともに、運用が定着できている と評価する。【訓練目的④を達成】
- ・ERC対応班は、ERCプラント班からの質問に対し、優先度のついた質問事項との分別を適切に 実施し、回答に対し遅滞なく対応できたことから、情報フローが有効に機能していると評価する。 【訓練目的を④達成】
- ・しかし, ERCプラント班との情報共有等において, 以下の更なる改善事項が確認された。

【訓練において確認された更なる改善点】

課題3:<9.(1) ERC対応班のスピーカの書画装置活用による情報共有の更なる向上 参照>

課題4:<9.(2) 予測評価の報告時の評価手法の明確化 参照>

課題 5: < 9. (3) 10 条確認会議及び 15 条認定会議時における発話ルールの充実 参照>

課題 6: <9. (4) ③ 共通資料への頁番号の附番 参照>

課題7:<9.(4)④ ERCプラント班とのコミュニケーション 参照>

課題8:<9.(4)⑤ 初動時の機材確認項目の表示 参照>

課題9:<9.(4)⑥ 質問事項におけるメモ様式と運用の見直し 参照>

課題 10: <9. (4) ⑦ QA対応の役割の明確化について 参照>

③原子力事業所災害対策支援拠点の設置検討及び適地選定訓練

≪達成目標≫

・状況に応じた拠点の設置を検討し、適切な箇所を選定できること。

≪結果≫

- ・本店庶務班及び本店放射線管理班は、総合災害対策本部 原子力緊急時後方支援班運用要領に従い、発電所周辺の気象状況及び拠点候補地周辺のアクセス、被害状況を確認した上で原子力事業所 災害対策支援拠点を設定した。
- ・本店庶務班は、本店本部長による後方支援拠点の設置決定を受け、総合災害対策本部原子力緊急時後方支援班運用要領に定める運用により要員の確保を行い、現地への出動を指示し、本店本部に報告した。

≪評価≫

- ・本店庶務班及び本店放射線管理班は、総合災害対策本部原子力緊急時後方支援班運用要領に従い、 適切な箇所に原子力事業所災害対策支援拠点の選定、後方支援に係る要員の選定、必要要員の確保 及び出動指示を行うことができたことから、当該運用要領の手順が有効に機能し、運用が班員に定 着化しているものと評価する。【訓練目的⑤を達成】
- ④原子力事業者間協力協定に基づく支援連携訓練

≪達成目標≫

協定に基づき、幹事会社への適切な情報提供ができること。

≪結果≫

- ・本店庶務班は、原子力災害時のおける原子力事業者間協力協定に定める様式により、幹事会社である関西電力株式会社に協力要請を行った。
- ・本店庶務班は、幹事会社へ通報様式(原災法第10条通報)により、プラント状況に関する情報を提供した。

≪評価≫

- ・本店庶務班は、原子力災害時のおける原子力事業者間協力協定に従い、同協定に定める様式を用いて幹事会社との連携することができたことから、同協定が十分に理解され運用できているものと評価する。
- ・本店庶務班は、プラントでの事象進展状況について通報様式により幹事会社へ情報提供することが

出来たことから、同協定が十分に理解され運用できているものと評価する。

⑤広報対応訓練

≪達成目標≫

・模擬記者会見の開催や、当社ホームページに発生事象の概要について、模擬プレス文として掲載で きること。

≪結果≫

- ・本店広報班は、発電所広報班及び原子力規制庁へ派遣したERC広報班対応リエゾン(以下、「ER C広報対応リエゾン」という。)とで連携した活動を行った。
- ・本店広報班は、模擬記者会見において進展するプラント情報をマスコミへ説明するとともにQA対 応を実施した。また、発生事象の概要についてホームページに模擬プレス文を掲載した。

≪評価≫

- ・本店広報班は、プレス文・QAの作成、記者会見の運営及びプレス文のホームページへの掲載について、予め定めた運用に従い対応できたと評価する。
- ・本店広報班は、模擬記者会見において、会見用の資料や新たな情報を掲示することによりプラント 状況について説明及びQA対応をすることができた。なお、即答できない質問については本店本部 と速やかに情報共有する連絡体制を構築したことで、会見中でのプラント情報の補足や2回目会見 時の状況説明資料に反映し回答できたことから、模擬記者会見が適切に実施できていたと評価す る。

⑥原子力緊急事態支援組織への出動要請訓練

≪達成目標≫

・原子緊急事態支援組織への情報提供や出動要請ができること。

≪結果≫

・本店庶務班は、発電所本部からの要請を受け原子力緊急事態支援組織に対し、ロボット等の資機 材と要員の派遣を要請した。出動要請に際しては、現状のプラント状況について情報提供を行った。

≪評価≫

- ・本店庶務班は、原子力緊急事態支援組織の共同運営に関する基本協定に従い、原子力緊急事態支援 組織に情報提供やロボット・資機材・要員の派遣要請を実施できたことから、基本協定を理解し運 用できたと評価する。
- ・本店庶務班は、支援組織へ要請する支援の内容、及び支援開始時間の確度を向上させるため原子力 緊急事態支援組織と複数回プラント情報の共有を行うことができたことから、災害支援にあたり原 子力緊急事態支援組織との連携が適切に図れていると評価する。

⑦ヘリコプター搭乗訓練

≪達成目標≫

・オフサイトセンターの合同対策協議会へ参画するため、経営層を派遣できること。

≪結果≫

経営層(役員1名)及び随行者1名は、オフサイトセンターへの移動を行うための道路状況が劣悪

な状況を想定し、本店より車両にてヘリポートまで移動しヘリコプターへの搭乗を行った。

≪評価≫

・役員1名と随行者1名は、オフサイトセンターへの派遣のために本店から移動し、ヘリコプターへ 支障なく搭乗することができたことから、予め定めた運用が有効性に機能したと評価する。

8. 訓練の評価

(1)総合評価

- ①今回の訓練目的については、「7.(1) 訓練結果の概要及び評価」にて確認した結果、全て達成できていることを確認した。
- ②「敦賀発電所 原子力防災訓練における中期計画(マスタープラン)」に基づいた訓練計画を策定するとともに、訓練の目的や検証項目を定め訓練を実施し、その訓練目的や検証項目が達成できたことで、防災対応能力の維持・向上を図られていると評価する。
- ③「7. (1) 訓練結果の概要及び評価」にて改善点が抽出し、「9. 今後の原子力災害対策に向けた改善点」にて、これらの改善点についての改善事項(問題点)を把握した上で、原因について分析し、改善内容(対策)を立案した。今後、改善内容について取り組んでいくことで、防災対応能力の改善に向けた活動が図られていると評価する。
- ④前年度総合訓練における改善事項に対し改善を図るため、要素訓練にて改善点に対する対策に取り組んだことで、今回の総合訓練にて前年度総合訓練における改善事項に対する対策が有効であったことが検証できた。

(2) 原子力防災中期計画に対する検証項目に対する評価

①敦賀発電所1号機及び2号機の同時発災時に適切な対応がとれること

敦賀発電所1号機及び2号機の同時発災時に適切な対応については、①原子力防災管理者がEAL を的確に判断することができたこと、②発電所技術班が敦賀発電所1号機及び2号機の戦略がプラント状況に応じて立案できたこと及び③発電所情報班が迅速かつ正確な通報連絡ができたことより、敦賀発電所1号機及び2号機の同時発災時に適切な対応がとれたと判断する。

<7.(2) 通報連絡訓練 参照>, <7.(7) シビアアクシデント対策訓練 参照>

②プラント状況を把握し、最善の対応がとれること

敦賀発電所1号機及び2号機の事故収束に向けた戦略がプラント状況に応じて立案され、立案した 戦略及びプラント状況が発電所本部と本店本部とで共有できたこと及び訓練コントローラが事前に想 定した最善の戦略どおりに戦略を立案できたことより、最善の対応がとれていたと判断する。

<7.(7) シビアアクシデント対策訓練 参照>

③新たに作成した事象発生直後の状態確認シートの活用により,発電所の状況をERCプラント班に迅速かつ正確な情報提供ができること

発電所本部から本店本部に対し、事象発生直後の状態確認シートの確認項目が、迅速かつ正確に情報提供できたことを確認した。また、本店本部内で共有した情報については、情報フローに従いER

Cプラント班へ提供されており、ERCプラント班へ速やかに情報共有されたことを確認できたことより、新たに作成した事象発生直後の状態確認シートが有効に機能したと評価する。

<7. (9)② 即応センター班運営訓練 参照>

④本店本部要員が、各人の役割や基本的対応事項を理解し、本店本部運営を実施できること本店本部要員が、各機能班の業務を適切に行うことにより、発電所支援の体制やERCプラント班への迅速かつ正確な情報の共有が規定に従い実施できたことにより、本店本部運営が問題なく実施できたと評価する。

<7. (9)② 即応センター班運営訓練 参照>

⑤後方支援に伴う初動対応を想定した要員管理について, 運用の有効性が確認できること

後方支援活動要員の確保に際し、総合災害対策本部原子力施設事態即応センター班運用要領に従い 要員の選定を行い、敦賀発電所事業者防災業務計画に定める必要要員数を確保できたことから、同要 領に基づく運用の有効性が確認でき、初動対応を想定した要員管理が問題なく実施できたと評価す る。

<7. (9)③ 原子力事業所災害対策支援拠点の設置検討及び適地選定訓練 参照>

(3) 昨年度訓練から改善を図った事項の有効性確認

①通報文の作成において、記載ルールに従い作成できることを検証する(発電所)

改善事項	æm	改善改善内容	有効性確認結果
(問題点)	原因	(対策)	(対策の有効性)
25 条報告文の「特定	· 敦賀発電所災害対	・今回の事象について敦	今回の総合訓練にて通報文
事象の種類」の記載	策本部職務マニュ	賀発電所災害対策本部	が記載ルールに従い、作成
において,25条報告	アル(情報班)に	職務マニュアル(情報	されていることを確認でき
文には最初に発生し	25 条報告の「特定	班)に25条報告の記載	た。これは、発電所情報班
た特定事象を記載す	事象の種類」の記	の注意事項を追加する	員が以下の対応を実施した
ることになっている	載の解説がなかっ	とともに情報班員に教	ことで通報文の作成におけ
が,発電所で発生し	た。	育する。	る対応が定着しているもの
ている警戒事象,特	ダブルチェック項	• 敦賀発電所災害対策本	と評価する。
定事象及び緊急事態	目が明確ではなか	部職務マニュアル(情	• 敦賀発電所災害対策本部
事象を全て記載し	った。	報班)にダブルチェッ	職務マニュアル(情報
た。	警戒連絡,10条通	ク項目を明確に定める	班)を25条報告の記載
	報は作成したこと	とともに、情報班員に	の注意事項及びダブルチ
	があったが,25条	教育する。	エック項目の明確化につ
	報告は初めてであ	・情報班は,通報様式作	いて令和元年6月7日に
	った。	成者に指名される者に	改正するとともに、情報
		A L連絡,10 条通報及	班員への教育を同日に実
		び 25 条報告を全て作成	施した。
		できるように本部運営	・通報様式作成者に指名さ
		訓練で通報連絡を経験	れる者にAL連絡, 10
		させ、通報文作成時の	条通報及び 25 条報告を
		注意事項を理解させ	全て作成できるように本
		る。	部運営訓練で通報連絡を
			経験させた。
			【完了】
<7.(2) 通報連絡訓絲	東参照>		

②前年度訓練より改修した情報共有化システムが不具合なく運用できることを検証する(発電所)

7/. *** - ** - **		76 24 4- 62	
改善事項	原因	改善改善内容	有効性確認結果
(問題点)	冰 囚	(対策)	(対策の有効性)
訓練中に情報共有	原因究明した結果,	新たな情報共有化システ	・新たな情報共有化システ
化システムが2回	情報共有化システム	ムを構築する。その後,	ムを構築し、令和元年9
システムダウンし	へのアクセスが集中	災害対策本部要員に使用	月 24 日に災害対策本部
た。	したことが問題であ	方法の教育を実施する。	要員に対して新たな情報
	る。		共有化システムの使用方
			法の教育を実施した。
			・総合訓練にて新たな情報
			共有化システムがシステ
			ムダウンすることなく,
			プラント情報が共有でき
			ていることを確認した。
			【完了】
<7.(7) シビアアクシデント対策訓練 参照>			

③ERCプラント班への通報文送信後の着信確認が実施できることを検証する(発電所)

改善事項 (問題点)	原因	改善内容 (対策)	有効性確認結果 (対策の有効性)
ERC対応班は,	本店訓練事務局は,	原子力規制庁ERCへ	総合訓練にて原子力規制庁
発電所情報班から	発電所本部の着信に	の通報文の着信確認	ERCへの通報文の着信確
原子力規制庁ER	係る負担軽減のた	は、自治体等への着信	認が実施できていることを
Cへ通報文の送信	め、更なる改善とし	確認と同様に、発電所	確認した。
がなされた都度,	て,原子力規制庁E	本部にて実施する方法	【完了】
発電所情報班の代	RCへの通報文の着	に戻す。	
行として,原子力	信確認をERC対応		
規制庁への通報文	班で行う(原子力規		
の着信確認を実施	制庁ERC以外の自		
することとしてい	治体等への着信確認		
たが、着信確認で	は発電所本部にて実		
きなかった。	施)ことを本訓練に		
	おいて試行したが、		
	情報フロー上におい		
	て、着信確認の手段		
	や、着信確認を実施		
	する役割を明確にし		
	なかった。このた		
	め,ERC対応班員		
	へ着信確認する役割		
	がわかっていなかっ		
	た。		
<7.(2) 通報連絡訓網	東参照>	1	1

④ERCプラント班からの優先度のついた質問事項に対し、適切に回答できることを検証する(本店)

改善事項 (問題点)	原因	改善内容 (対策)	有効性確認結果 (対策の有効性)
ERC対応班は,	・ERC対応班の運	・ERCプラント班か	・運用が定着化され、ERC
ERCプラント班	営を総括するER	らの質問事項に優先	プラント班からの質問に優
からモニタリング	C対応班総括は,	度が付けられた場合	先度の付けられていること
ポスト(A)とモ	ERCプラント班	は、その質問を識別	を確認した。
ニタリングカーの	からの質問には全	し対応する。	・SEやGEに至った場合の
指示値の差の原因	て早急に対応すべ	・本店本部要員への意	社会的な影響を考えた情報
について、早急に	きと考えていたた	識付けのため,発電	の早期発信に努めることに
調査するよう指示	め、ERCプラン	所において、最初の	ついて,本店本部要員の認
があったものの,	ト班からの「早急	SEやGEが発出さ	識の改善を確認することが
速やかに回答でき	に」という要請に	れた場合の社会的な	できた。
なかった。	対し、他の質問事	影響について教育を	【完了】
(平成30年度東海	項への対応より優	行うとともに, その	
発電所総合防災	先度が高いと認識	内容について本店総	
訓練反省事項)	していなかった。	合災害対策本部室内	
	・ERC対応班総括	に掲示する。	
	は, モニタリング		
	ポスト (A) の指		
	示値上昇に伴うS		
	E01 に関して, 東		
	海第二発電所が炉		
	心損傷に至る過酷		
	な状況にあったこ		
	とから, 東海第二		
	発電所のプラント		
	状況への意識が集		
	中し, SE01 が東		
	海発電所の 10 条通		
	報の初報にあたる		
	ことに対して意識		
	が低くなった。		
<7. (9)② 即応センタ	ター班運営訓練 参照>		

⑤プラント停止後に必要な情報を収集し、ERCプラント班との情報共有が適切に実施できることを 検証する(本店)

改善事項	原因	改善内容	有効性確認結果
(問題点)		(対策)	(対策の有効性)
プラント停止後の初	プラント停止後の初	・プラント停止後の初期	・事象発生直後の状態確認
動のプラント情報の	期状態を確認する様	状態の確認項目のルー	シートの活用及び発電所-
確認項目が明確でな	式(チェックシー	ル化を行う。	本店間の連絡体制の確立に
く,本店本部におい	ト) や確認すべき項	a. プラント停止後の初期	より、プラント停止後のプ
て,事故発生時の初	目についてルール化	状態の確認項目を決め	ラント情報が速やかに収集
動のプラント情報を	されていなかった。	る。	でき,早期にERCプラン
発電所本部から収集		a-1 事象発生直後の状態	ト班と情報共有することが
するにあたり,収集		確認シートを作成	できていることを確認し
に時間を要した。		し,確認項目を明	た。
(平成30年度東海		確にした。	【完了】
第二発電所総合		b. 共通認識を持つ必要の	
防災訓練反省事		ある、発電所コンタク	
項)		トパーソン,発電所連	
		絡(情報班),即応セ	
		ンター班総括補助及び	
		コンタクトパーソンに	
		て共有する。	
		c. コンタクトパーソン	
		は、プラント停止後の	
		初期状態の確認項目を	
		スピーカに伝達した段	
		階で即応センター班総	
		括補助に声掛けする。	
		・本部運営訓練にて上記	
		対策を検証する。	
<7. (9)② 即応センタ	ター班運営訓練 参照>		

⑥本店本部内において、情報フローに基づいた情報共有が実施できることを検証する(本店)

改善事項 (問題点)	原因	改善内容 (対策)	有効性確認結果 (対策の有効性)
(問題点) 本店本部に係る情報に係る情報に係る情報に関して、情報を開して、情報情報を確認を表すがいるのではある。 でシス要してがいいないのでである。 なっ、訓スターのではまで、カルーのではまで、はいいのではまで、はいいのではないがない。 でのではまでは、これのではない。 でのでは、これの	本店本部内で情報共有化システムを取り扱う要員について、情報フロー上で明確に示されていなかった	・本部要員のうち情報 共有ツールであるを 共有ツーシス部要目の ・担かるのであるを 情報フロー上で はでする。 ・訓練において、フルースの操作員の選定を 発電所本部と本 部の連絡体制を整備 する。	・各人の役割を明確にした情報フローを用いて訓練を実施した結果,フローを実施した結果,フローとでの不明確な点はでいる。・模ERSSとしてフルスコーとでは、フェークをでは、フェークを関し、専属の操作員を関立した。は、事属の特別のでは、では、ないのではないのでは、ないのではないのではないのでは、ないのではないのでは、ないのではないのではないのではないのではないのではないで
防災訓練反省事 項) <7. (8)② 即応センタ	ター班運営訓練 参照>		した。

9. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

(1) ERC対応班のスピーカの書画装置活用による情報共有の更なる向上

ERC対応班のスピーカは、ERCプラント班への系統の状況説明時にCOPを活用していたが、書画による系統図の説明頻度が少なかった。(本店)

①改善事項(問題点)

訓練事務局が想定する「あるべき姿」としては、系統状況の説明を行う際には口頭と書画を用い、場合により資料書き込みを行うことで、相手側が理解しやすい説明を行うことであった。 「あるべき姿」に対する改善事項(問題点)は下記のとおり。

- ・モニタリングポスト,使用済燃料ピット,蒸気発生器の保有水等,言葉だけでは伝わりづらいと考えたものについては、書画を活用しERCプラント班へ説明を行っていた。しかし、系統状況については、表示されているCRT画面の方が説明しやすいと判断したことから、書画を活用せずにCRTにて説明する場面があった。
- ・訓練前半ではDB設備での対応ができていたことから、CRTでの説明が主となり、COP(プラント状況図)を用いた書画の説明が少なかった。

②原因

- ・スピーカが「表示されているCRT画面の方が説明しやすいと判断した」ことについては、「あるべき姿」が明確にルール化されていないことにある。
- ・スピーカよりERCプラント班に伝達する情報に対し、説明に使用する資料を選定するルールが明確になっていない。
- ・現状のプラント状況図及び設備状況シートは、追加情報の書き込みにより設備名称が消える箇所

が生じるものであり、手書きが考慮されていない。

・要素訓練時において、社内TV会議システムを用いたERC対応訓練を実施しているが、書画が 模擬ERCに表示できない設備であることから、口頭と書画による第3者の目線での対応につい て確認できなかった。

③改善内容(対策)

- ・訓練事務局が想定する「あるべき姿」を明確にルール化し、スピーカ席にERCプラント班への 説明時のルールとして掲示する。
- ・スピーカがプラント状況を説明する場合、プラント状況図及び設備状況シートに書き込みができるよう、プラント状況図様式の修正を行う。プラント状況図の状態表示記載方法については、機器の上には直接数値や文字を記載しない方法とする。
- ・要素訓練等の社内訓練時において、模擬ERC席に書画画像を伝送できる環境を整備することで、相手が理解しやすい説明ができるように明確に定めたルールの定着化を図る。
 - <7. (9)② 即応センター班運営訓練 参照>

(2) 予測評価の報告時の評価手法の明確化

本店と発電所の予測評価に差が生じる場面があった。

①改善事項(問題点)

訓練事務局が想定する「あるべき姿」としては、ERCプラントへ予測評価を連絡する際には、 どのような評価で予測された数値であるかの説明を行うことであった。

「あるべき姿」に対する改善事項(問題点)は下記のとおり。

- ・スピーカは、ERCプラント班へ評価予測値の報告を行った際に、報告の中で解析値又は速報値 を明確にして発話を行っていない。そのため、ERCプラント班内において、報告した値と訓練 シナリオの間で疑義が生じた。
- ・発電所技術班と本店本部技術班の間で、相互の評価結果について情報共有がされていない。

②原因

- ・スピーカに届けられる資料に速報値と解析値の区分けがされていなかった。
- ・本店本部の技術班は、本店における評価結果のみを報告していたことから、発電所との評価条件 の違いや予測評価の差異について認識していなかった。また、本店評価結果について、発電所技 術班への情報共有が実施されていなかった。
- ・本店と発電所における予測評価手法の違い*により、予測評価に大きめの差異が生じ、この差異についてERCプラント班への説明をしなかった。
 - ※本店では、解析結果(設置変更許可申請書記載)を参考に事象の予測評価を実施している。発電所においては、実際のプラント状況により事象進展の予測・評価を行っている。

このため、本店における評価については、より厳しいプラント条件下での評価を行っていることから発 電所評価との差が生じることとなる。

③改善内容(対策)

- ・本店にて予測評価結果を報告する際は、参考として設置許可申請書を用い評価を行うことを本店 技術班内でルール化し共有する。
- ・スピーカは、ERCプラント班への報告時において速報値と解析値の違いを明確にする。
- ・本店と発電所の技術班は、相互に予測評価を実施した場合にお互いの予測評価について連絡を行

うこととする。連絡・確認の運用を明確にするために情報フローを修正する。また、相互の評価 手法の妥当性について確認する。

<7. (9)② 即応センター班運営訓練 参照>

(3) 10条確認会議及び15条認定会議時における発話ルールの充実

10条確認会議及び15条認定会議の説明を簡潔に発話できていなかった。(本店)

①改善事項(問題点)

訓練事務局が想定する「あるべき姿」としては、10条確認会議及び15条認定会議では、発生事象・事象進展予測・事故収束対応及び予測について、3WAYコミュニケーションを徹底することにより発話内容の信頼性を高め、丁寧で簡潔な説明を行うことであった

「あるべき姿」に対する改善事項(問題点)は下記のとおり。

- ・説明者はERCプラント班からの事象確認に対し、本来の「あるべき姿」のとおり、3WAYによる丁寧な状況説明を行うことで、説明内容に誤解を生じさせないように心がけていたため、15条認定会議の時間が長くなった。
- ・説明時において、現状何故このような状況に陥ったか、今後の対応はこの手順で実施するなど、 説明者は丁寧に短く伝えることを心掛けていたが、これ以上短くすると、3WAYコミュニケーションによる誤解を生じさせない情報伝達や信頼性の高い説明を行うことが出来なくなると考えられる。

②原因

- ・前年度訓練を見直し自社で考えた対策として、事業者として 10 条確認会議及び 15 条認定会議に 係る説明時には、いかなる場合においても 3WAYコミュニケーションを実践するという考えでいた。
- ・10条確認会議及び15条認定会議における必要な発話内容について、ERCプラント班が求める報告事項についてが社内で整理されていない。

③改善内容(対策)

・ERCが求める発話内容について確認のうえ整理を行い、10条確認会議及び15条認定会議時における発話ルールについて状況に応じた対応を明確化し、スピーカ席に掲示する。

<7. (9)② 即応センター班運営訓練 参照>

(4) その他主な改善点

下記の抽出された改善点は、更なる改善事項として抽出したものである。

これら改善事項についても、考えられる原因について要因分析を行い、改善内容(対策)の立案しを行った。立案された改善内容(対策)については、今後の要素訓練において有効性の検証を行う。

①発電所ブリーフィング時における発話の優先順位について

改善理由	原因・要因	対策・改善内容	
ブリーフィングにおけるプラント状況説明は、緊急性の高いプラント順に説明を実施する。	2号機の状況が悪化していることは発電所本部内で共有されていたが、ブリーフィング時における発話順を定めた明確なルールがないことから、通常業務どおり1号機から2号機の順に状況説明を行った。	発電所本部長は、ブリーフィング時にプラント状況等を勘案した説明順で発話させるよう、ブリーフィング方法について整理し、ルールに定める。	
<7.(7) シビアアクシデント対策訓練 参照>			

②発電所ブリーフィング時における説明資料の本店との共有について

改善理由	原因・要因	対策・改善内容	
発電所ブリーフィング時に TV会議システムの書画装 置を用い,資料の説明を行っていたが,本店へ書画装 置の映像を伝送できていないときがあった。	・発電所庶務班(TV会議操作者)が、ディスプレイによる映像を説明する際に、本店への伝送ボタンを押し忘れた。 ・本店は、ブリーフィング時に画像が伝送されていない旨の指摘を庶務班本店連絡役に行ったため、TV会議システム操作者への連絡が遅れた。	・発電所庶務班に本事象を周知するとともに、敦賀発電所災害対策本部職務マニュアル(庶務班)に反映する。 ・早期対応を目的として、TV会議に係る本店からの連絡先を直接TV会議システム操作者とするよう、情報フローに反映する。	
<7.(7) シビアアクシデント対策訓練 参照>			

③共通資料への頁番号の附番

改善理由	原因・要因	対策・改善内容	
・スピーカは、共通資料の 説明時において使用する 資料のページ番号を明確 発話にしなかったため、 ERCプラント班との使 用資料の共有に時間を要 す場面があった。 ・ERCプラント班への共 通資料による説明時にお いて、資料の確認に時間 を要した。	 ・ページ番号を伝え,説明に使用する資料の共通認識を図るといった,共通資料の説明に係る発話ルールが明確にされていなかった。 ・共通資料のページ番号が,資料内で連番として附番されていなかった。資料によっては設置許可申請書の有効性評価のページ番号をそのまま記載している箇所があった。 	・「ページ番号」,「準備はよろしいか」,「説明」といった発話の順番をルール化する。ルール化した内容をERC対応班内で周知するとともにスピーカが見える箇所に掲示する。 ・今後の要素訓練にて検証・改善を行う。 ・共通資料の作成時においては、資料を1つの図書として連番で附番する。	
< 7. (9)② 即応センター班運営訓練 参照 >			

④ERCプラント班とのコミュニケーション

改善理由	原因・要因	対策・改善内容	
スピーカは, ERCプラント班へのプラント状況説明に際し, 資料の画面を切り替えた後に描写状態を確認する声掛けを実施していなかった。このため, 説明時に必要な画面が鮮明に映し出されておらず, 共通認識が図れない可能性がある。	・スピーカは状況説明時の口頭 説明に注力したことから, E RCプラント班側での書画の 見え方が良いか, 見やすいか 等の問いかけ・確認を行わな かった。 ・現状のスピーカ発話ルールの 中に, ERCプラント班側の 書画描写状況についての確認 は含まれていない。	 ・スピーカ発話ルールに追加する。また、スピーカの見える箇所に画面切り替え後の確認を実施する旨を貼付する。 ・今後の要素訓練において、繰り返し訓練を行うことで習熟させる。 	
< 7. (9)② 即応センター班運営訓練 参照 >			

⑤初動時の機材確認項目の表示

改善理由	原因・要因	対策・改善内容	
・ERCプラント班とのT V接続時にERC対応班 側のTV会議システムの 通信状況の確認に時間を 要し、初動のプラント状 態の説明に至るまでに時間を要した。 ・今回の訓練においては、 ERCプラント班からの TV接続に対し、ERC 対応班側の受信が遅れ た。	・ERC対応班によるTV会議システム立ち上げ時において、初動時に確認すべき事項が明確にされていなかった。・遠方地地震の場合、社内連絡網により本店へ情報が伝えられることから、時間遅れが生じる。そのため、ERC対応班員が即応センターへ到着した時には、すでにERCプラント班からの呼び出しが行われていた。(約2分)	 ・TV会議システムについて、「マイクミュート表示の確認」等、初動時に行うべき確認事項について表示する。 ・ERCプラント班よりTV会議が接続されたことを早急に認知できるよう、執務室内に表示(又はランプ)を設置することを検討する。 	
<7. (9)② 即応センター班運営訓練 参照>			

⑥質問事項におけるメモ様式と運用の見直し

改善理由	原因・要因	対策・改善内容		
質問事項について、ERC プラント班、又はERC対 応班いずれからかの質問で あるのか区別がつかない場 合がある。	・ERC対応班から質問事項を 発出する際に、ERC対応班 総括、QA担当とQA管理W B間でのコミュニケーション が取れていない時があった。 ・現在使用しているQAシート に発信者が明確になる記載欄 がない。	・ERCプラント班からの質問 事項が発出された場合は,E RC対応班総括,QA担当と QA管理WB間での声掛けを 行う運用とする。 ・質問事項の発話者が明確にで きるよう,現在使用して 「規制庁」質問メモ」と「 をセンター 質問メモ」とと 統一した上で,質問者の明 化のために,「規制庁」, 「スピーカ」,「その他」の 3区分を表記し選定できる様 式とする。		
<7. (9)② 即応センター班運営訓練 参照>				

⑦QA対応の役割の明確化について

改善理由	原因・要因	対策・改善内容		
3名配置しているQA対応が 重複した立ち位置に立つこ とがあり、お互いの役割を コントロールすることが困 難な場面があった。立ち位 置が重複したり、お互いの 状況を把握できていない場 合、情報フローが滞る箇所 が発生する恐れがある。	 ・現状の情報フローにおいては、QA対応の役割や情報伝達フローは明記されているが、3名のQA対応各々の役割について明確にしたルールがない。 ・3名のQA担当間でのコミュニケーションが不足していたため、立ち位置が重複したり、相互の状況を把握することができなかった。 	 ・3名のQA対応の役割についてを事前に明確にすることで、役割に応じた配置がとれ、立ち位置の重複を防ぐことができる ・QA対応間で積極的にコミュニケーションを図ることで、相互のフォローや助言を行う運用とする。 		
<7. (9)② 即応センター班運営訓練 参照>				

以上